

岩手県監査委員告示第 17 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定により行った監査の結果を次のとおり公表する。

平成 20 年 5 月 9 日

岩手県監査委員 中 平 均
 岩手県監査委員 工 藤 勝 子
 岩手県監査委員 菊 池 武 利
 岩手県監査委員 谷 地 信 子

1 監査対象機関、監査執行年月日及び担当監査委員

監査対象機関	監査執行年月日	担当監査委員
保健福祉部障害保健福祉課（旧都南の園分を含む。）	平成 20 年 3 月 6 日	菊 池 武 利 谷 地 信 子
岩手県人事委員会事務局	平成 20 年 3 月 3 日	菊 池 武 利
岩手県収用委員会事務局	〃	〃
岩手県立県民生活センター	〃	〃
岩手県立宮古高等看護学院	平成 20 年 3 月 13 日	谷 地 信 子
岩手県立杜陵学園	平成 20 年 3 月 3 日	菊 池 武 利
岩手県先端科学技術研究センター	平成 20 年 3 月 6 日	〃
岩手県立千厩高等技術専門校	平成 20 年 3 月 3 日	〃
岩手県立二戸高等技術専門校	平成 20 年 3 月 6 日	〃
岩手県県南家畜保健衛生所	平成 20 年 3 月 14 日	〃
岩手県生物工学研究所	平成 20 年 3 月 6 日	〃
岩手県消防学校	〃	〃
岩手県立盲学校	〃	〃
岩手県立一関聾学校	平成 20 年 3 月 13 日	〃
岩手県立松園養護学校	平成 20 年 3 月 6 日	〃
岩手県立盛岡高等養護学校	〃	〃
岩手県立みたけ養護学校	〃	〃
岩手県立前沢養護学校	平成 20 年 3 月 14 日	〃
岩手県立気仙養護学校	〃	谷 地 信 子
岩手県立宮古養護学校	平成 20 年 3 月 13 日	〃
岩手県立久慈養護学校	平成 20 年 3 月 3 日	菊 池 武 利

2 監査の結果 以上の機関については、おおむね良好と認められる。なお、次の機関について、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

- (1) 保健福祉部障害保健福祉課 旧都南の園（現岩手県立療育センター）から引き継いだ個人未収金に係る債権管理に当たり、債権管理簿の作成及び督促手続が著しく遅延していたものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。
 なお、当該債権管理について、平成 19 年 10 月の旧都南の園に係る予備監査において、債権管理簿が未作成であること及び督促手続が執られていないことを承知したにもかかわらず、平成 20 年 2 月まで督促手続を執っていなかったことから、今後、適正かつ迅速な事務の執行に厳に留意する必要がある。
- (2) 岩手県立二戸高等技術専門校 入校料に係る収入証紙収納額報告に当たり、報告すべき件数及び金額を少なく報告しているものが 8 件、45,200 円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。
- (3) 岩手県立前沢養護学校 勤勉手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが 1 件、35,662 円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。